

消費生活専門相談員 試験対策問題集【問題編】

2015



lice

目次

この問題集について.....	4
【問題編】	5
基礎法学.....	5
民法.....	5
消費者契約法.....	11
特定商取引法.....	13
割賦販売法.....	17
製造物責任法.....	19
消費者行政.....	21
消費者基本法.....	23
消費者問題.....	23
紛争処理.....	24
債務整理.....	25
貸金業法.....	26
消費生活用製品安全法.....	27
消費者安全法.....	29
景品表示法.....	30
独占禁止法.....	32
個人情報保護法.....	32
インターネットトラブル.....	34
環境問題.....	36
薬事法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）.....	37
食品.....	39
クリーニング.....	44
不動産.....	46
各種サービス.....	48
投資.....	49
保険.....	51
経済.....	52
【解答編】	53
基礎法学.....	53
民法.....	53
消費者契約法.....	60
特定商取引法.....	61

割賦販売法	65
製造物責任法	67
消費者行政	69
消費者基本法	70
消費者問題	71
紛争処理	72
債務整理	73
貸金業法	74
消費生活用製品安全法	74
消費者安全法	76
景品表示法	77
独占禁止法	78
個人情報保護法	79
インターネットトラブル	81
環境問題	83
薬事法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	83
食品	86
クリーニング	90
不動産	92
各種サービス	94
投資	95
保険	97
経済	97

この問題集について

消費生活専門相談員試験の出題内容は、各分野の法律の条文をもとに出題される問題が多数あります。この問題集は過去の出題内容に忠実に、法律の条文に沿った問題を正誤形式で出題しています。問題を解くときには問題文は正しいか誤っているか、誤っているのならどの部分がどう誤っているのかを考えながら解いていってください。目標は、全ての問題について、理由とともに正誤を判定できるようになることです。最後の一問までこの問題集を正解することを目指して、試験までに何度も何度も繰り返し学習されることを願っています。

平成 27 年 2 月
生活情報支援センター (LICC)
黒川葉子

【問題編】

基礎法学

- (1) 「法律」は国会により制定された成文のルールであるのに対して「命令」は行政機関によって制定された成文ルールである。
- (2) 国家や地方公共団体と私人の間の法律関係を規律する法律を公法といい、私人相互間の法律関係を規律する法律を社会法という。
- (3) 罪刑法定主義は刑罰法規不遡及、慣習法排除、類推解釈禁止のいずれとも矛盾しない。
- (4) 上位法は下位法に優先する。
- (5) 一般法は特別法に優先する。
- (6) 民法は商法の特別法であり、消費者契約法は商法及び民法の特別法である。
- (7) 旧法は新法に優先する。
- (8) 古い特別法は新しい一般法に優先する。
- (9) 任意法規は、当事者の意思により排斥することができる。
- (10) 民法の定める危険負担の規定と異なる内容の特約は無効である。
- (11) 「法律の公布」とは、法律の規定の効力を一般に発動させ、作用させることを言う。
- (12) 法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行される。
- (13) 法律用語の「みなす」「推定する」のうち反証が許されるのは「推定する」である。
- (14) 法律上で「署名」と言う場合、当事者本人の自署が必要であり、ゴム印や印刷は許されない。
- (15) 契約の解除には法定解除、約定解除、合意解除があるが、あらかじめ契約により解除できる理由を合意しておいて、その理由が発生したときに解除することを合意解除という。

民法

- (16) 民法第1条は私権の行使について、公共の福祉に適合、公序良俗への適合、権利濫用の禁止を定めている。
- (17) 幼児は権利能力を欠くため、その行為は法律上の効力を生じない。
- (18) 胎児は権利能力を有しないため相続の対象とはならない。
- (19) 胎児の母は、胎児の出生前に胎児を代理して不法行為の損害賠償請求をすることができる。
- (20) 行為能力の足りない者としては未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人などが挙げられる。
- (21) 未成年者とは満20歳未満の者をいうが、婚姻した場合には成年に達したものとみなされる。